

## 「高校生のための消費者教育研修」実施概要

1. 趣旨
  - (1) 次代を担う若者に「悪徳商法への対処法」及び「消費者金融の基礎知識」「クレジット利用の注意点」など、自分で正しく判断できる消費者になるための支援を行なう。
  - (2) 経験を積んだ専門家を派遣し研修することで、地域社会と学校の交流を促す。
2. 事業名称 高校生のための消費者教育研修  
(タイトル：「高校生のための消費者講座 2017」)
3. 主催及び後援
  - ・ 主催 一般社団法人広島労働会館
  - ・ 共 催 中国労働金庫広島県営業本部
  - ・ 後 援 広島県、広島県教育委員会、広島市、広島市教育委員会、広島県労働者福祉協議会
4. 実施時期・場所
  - (1) 実施時期 2017年5月～2018年2月  
(受講申込後、逐次講座を開講します。)
  - (2) 実施場所 研修を実施する学校の教室等
5. 研修内容 悪質商法への対処法、消費者金融、クレジットカードの利用方法などの情報提供および意識啓発
6. 受講対象 広島県内の高校生(実施申込は、学校単位とする。)
7. 研修費用 無料 (ただし、会場の設営等は、実施する学校が行なうこととする。)
8. 研修講師 中国労働金庫等、金融業に勤務または勤務経験のある勤労者がボランティア活動として行う。
9. 実施について

- (1) 課外活動の一環として行う事を基本とするが、学校のニーズに対応する。  
(授業として、進路指導として、特別行事としてなど)
- (2) 1回の研修時間は、50分とする。
- (3) 実施日時・会場については、別途調整する。

10. 申し込み方法

別途申込書に記入の上、12月末日までに下記宛、郵送又はFAXで申し込む。

11. 実施校数、実施決定方法について

- (1) 本事業は、県内20校以上の開講を目途として巡回する形で実施する。
- (2) 申込み多数の場合は、可能な限り全校実施の方向で調整するが、実施希望日、実施地域のバランス等を考慮して決定する。
- (3) 申し込みのあった学校に対しては、申し込み受付後速やかに結果を通知する。(実施の選考結果については、選外を問わず通知する。)

12. 申込・問合せ先

〒730-0825 広島市南区金屋町1-17

「(一社)広島労働会館」(担当・芳野守雄、前重公夫)

TEL 082-261-8131

FAX 082-261-5036